

さやまの支援教育

～一人ひとりのニーズに応じた教育をめざして～

支援教育とは・・・

すべての子どもが学校園の生活の中で自分らしさを発揮し、成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を学校全体で行う教育のことです。大阪狭山市の全ての学校園において、取組みを推進しています。

支援教育の充実のために

～障害者差別解消法が施行されました～

- ノーマライゼーションの理念に基づき、これまでの支援教育の取組みを継承・発展させ、すべての障がいのある子どもの社会参加と自立をめざす指導の強化を図ります。
- 支援教育コーディネーターを中心に、全教職員による校内支援体制を充実させるとともに、互いに認め合える集団づくりを促進します。また、一人ひとりの障がいの状況や保護者の願い等を的確に把握した上で、「個別の指導計画」を作成し、合理的配慮によるきめ細かな指導に努めます。
- 授業のユニバーサルデザイン化を積極的に推進し、基礎的環境整備を充実することで、すべての児童生徒がわかる喜びを実感できる授業づくりを推進します。
- 子どもネットワーク協議会をはじめとした関係機関との連携を通じて、乳幼児期からの継続的な相談・支援体制の充実を図るとともに、就学にあたっては、個々の教育的ニーズや思いを尊重し、就学推進委員会および保健・医療・福祉・労働等の関係諸機関との連携の強化に努めます。

大阪狭山市教育委員会

平成30年4月

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別 解消法

平成28年4月1日施行

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人と障がいのない人がともに生きる社会をつくることをめざしています

行政機関等（学校を含みます）では、

- 障がいを理由とした不当な差別的取扱いが禁止されます。
- 障がいのある人に対して、合理的配慮を行う義務があります。

★「障害者差別解消法」と、「ともに学び、ともに育つ」教育がめざすものは同じもの

大阪府ではこれまでも、共生社会の実現に向けて、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図り、すべての子どもが互いを尊重し高め合える「ともに学び、ともに育つ」教育を進めてきました。「障害者差別解消法」と、大阪府が進めてきた「ともに学び、ともに育つ」教育がめざすものは同じです。

これまでの取組みを大切にしながら、各学校で「障害者差別解消法」に則った適切な対応を行い、共生社会の実現に向けての取組みを一層進めていきましょう。

（１）障がいを理由とした 不当な差別的取扱いとは

障がいがあることで正当な理由なく教育の機会の提供を拒否したり、場所・時間帯などを制限したり、障がいのない子どもに対しては付さない条件を付したりするような行為は、不当な差別的取扱いとして禁止されます。

●●● 不当な差別的取り扱いとなりうる例 ●●●

- ・ 障がいがあることを理由に受験を拒否すること
- ・ 障がいがあることを理由に入学を拒否すること
- ・ 障がいがあることを理由に授業や部活動への参加を拒否すること
- ・ 障がいがあることを理由に校外での教育活動への参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと



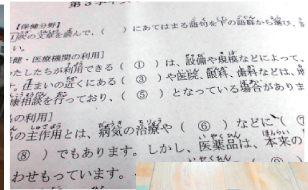
(2) 合理的配慮とは

障がいのある子どもやその保護者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、社会的障壁を取り除くために、負担が過重でない範囲で、必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行います。

合理的配慮の例

- ◆物理的環境への配慮や人的支援の配慮
- ◆意思疎通の配慮
- ◆ルール・慣行の柔軟な変更

教室での板書は、読み上げながら行う



ルビうち

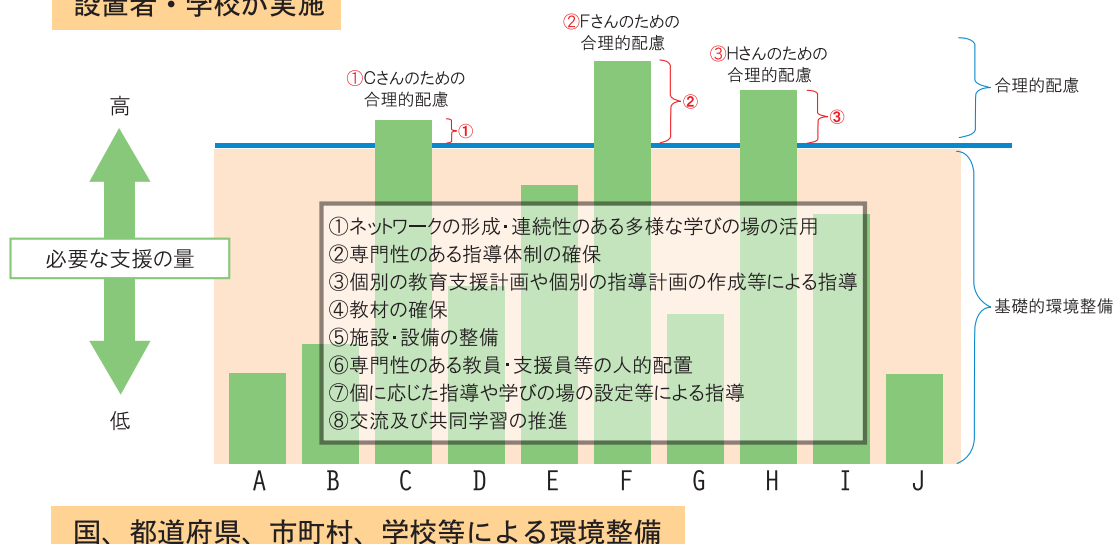
鈴入りボールでボール運動

(3) 合理的配慮と基礎的環境整備

合理的配慮の基礎となる環境の整備を「基礎的環境整備」といいます。「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めることが重要です。教室環境のみならず指導法や集団づくりも含めた環境を整えることにより、すべての子どもにとって学びやすい授業づくりを進めます。

★合理的配慮と基礎的環境整備の関係

設置者・学校が実施



(4) 合理的配慮の検討に当たって

ポイント

本人・保護者と学校園が、丁寧に話し合うことが大切です。学校園として、組織的な相談体制を整備しましょう。

◆参加する機会を保障する

入学時には、子どもや保護者の了解を得たうえで校種間での引継ぎを行い、継続的な支援ができるように努めます。

◆聞き、話し合う

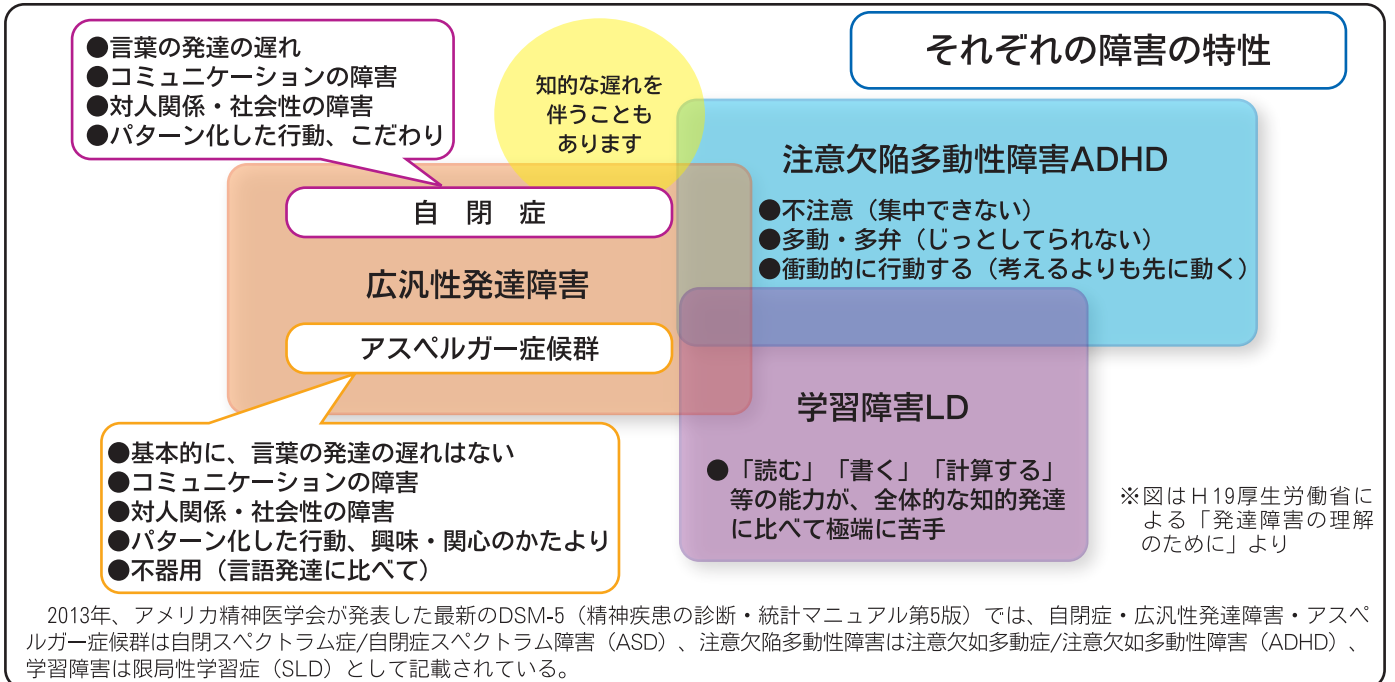
求められている対応ができない場合でも、代替手段がないか、今できることは何かなどを組織的に検討し、子どもやその保護者に伝え、共通理解を図ります。

◆柔軟に対応する

子どもの発達や周囲の環境の整備・変化等により、必要とされる合理的配慮は変わるので、定期的に見直すとともに、柔軟に対応していくことが求められます。

発達障がいの理解を深めるために

◎発達障がいについて



子どもがかかえる困難に気づくことが支援のスタートです！

どんなことで、困っているの？



- 持ち物の整理ができなくて困っている
- 読んだり、書いたり、計算したりするのが難しくて、困っている
- ことばで相手の気持ちを理解したり、自分の気持ちを伝えたりするのが難しくて困っている
- リズムに合わせた運動や文房具の扱いなどがうまくできなくて、困っている
- 状況の変化に対応した気持ちの切り替えができなくて、困っている

◎大阪狭山市の学校園では、こんな工夫をしています！

「当番の仕事」をするとき

- ・仕事の順序をわかりやすく示す
- ・片づけが終わったら、ほめる

「予定変更」のとき

- ・変更の理由をわかりやすく伝える
- ・「〇〇したかったよね」と子どもの立場で共感し、がまんできたことを評価する

「話す」「聞く」とき

- ・絵や写真、文字、ジェスチャーなど、視覚支援を行う
- ・指示は、短く具体的に少しずつ伝える

「運動」や「ゲーム」をするとき

- ・約束やルールをはじめに確認する
- ・がんばろうとしたときなど、結果ではなくその過程を評価する



「読む」「書く」とき

- ・文字やマス目を大きくする
- ・一行がわかりやすいように示したり、色を変えたりする
- ・読みの流暢性を高めるMMM指導*を小学校低学年の全児童に実施する

授業のとき

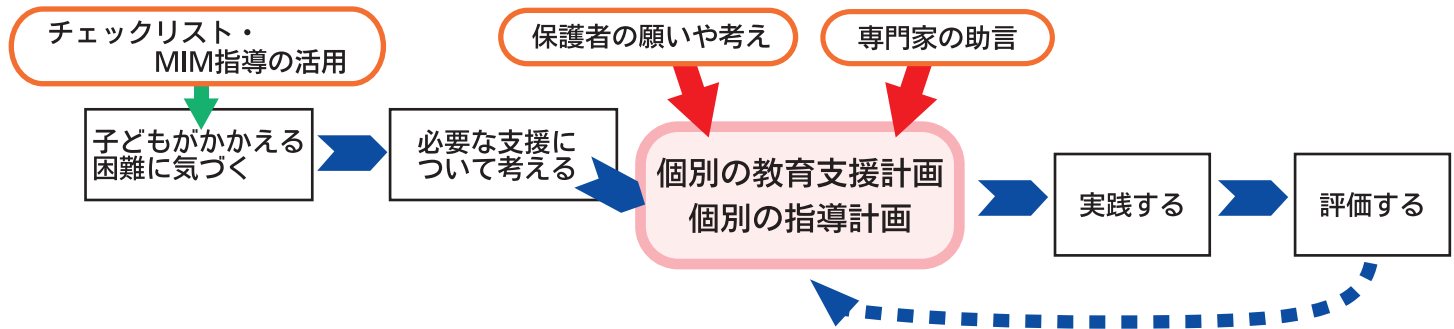
- ・めあてを明確にし、1時間の見通しが持てるようにする
- ・子どもが活動を選択できる場面を入れる
- ・短い時間で活動を区切り、意欲が持続するように工夫する
- ・「立つ」「体を動かす」などの活動を入れる
- ・ICT機器の活用などによる視覚支援を取り入れる
- ・学習環境を整備し、集中しやすいようにする

*MMM指導(多層指導モデル)

MMM指導は、小学校低学年で、すらすら文章が読めるように、小さい「つ」「ゃ」「ゅ」「ょ」等特殊音節を含む語を確実に習得することをめざす指導法です。定期的にチェックしながら、つまづきを早期に発見し、適切な支援を行うことが、学力を伸ばすことにつながります。

一人ひとりのニーズに応じた支援のために

＜各学校の支援の流れ＞



◎大阪狭山市の支援教育推進体制

※1～4の説明は、裏表紙に記載されています。

大阪狭山市支援教育連携協議会 ～子どもネットワーク～

＜構成員＞

- 学校園（保幼・小・中）
- 子ども家庭センター ■教育委員会
- 保健センター ■保健所
- 支援学校リーディングチーム
- 関係機関 等

●学校からの要請を受けて、専門家が相談に応じます（保護者の相談も可）
相談員を学校に派遣する巡回相談も、行なっています。

専門家チーム

巡回相談チーム



サポートブック「さやま」・個別の教育支援計画

教育委員会

保育園
幼稚園
こども園

小学校

中学校

市内各学校

通級指導教室※1

校内委員会
支援教育コーディネーター

通常学級※2

支援学級※3

支援学校（府立学校）※4

就学支援委員会

●子どもや保護者の意向を把握し、就学先の決定に必要な情報を提供するとともに、就学後も継続した相談や指導を行います。

●関係機関との連携を進めたり、保護者からの相談を受ける窓口となる教員です。各学校で支援のための連絡・調整を行います。

●子どもの実態を把握し、支援について検討します。取り組みの評価を行い、個別の指導計画に基づく支援内容や体制を見直します。

●個別の教育支援計画

乳幼児期から学校卒業後まで一貫した長期的な支援ができるよう、保護者や関係機関と連携して作成するものです。

●個別の指導計画

特別な支援を必要とする子ども一人ひとりに応じて工夫し、学校における指導計画や指導内容等を記入します。学期や学年ごとに作成されます。

◎教員の専門性を高めるために

- ★発達障がいの可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業（文部科学省指定 H26～）
- ★通常の学級における発達障がい等支援事業（大阪府教育委員会指定 H25～26）
- ★子ども理解推進教師研修（子どもの発達に関する専門性の高い教員の育成） 他

大阪狭山市教育委員会では、文部科学省や大阪府教育委員会の指定を受けて、教員の専門性を高める事業や研修会を積極的に実施しています。

発達障がいの可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業

大阪狭山市では、平成26年度から文部科学省の指定を受け、研究に取り組みました。

研究テーマ

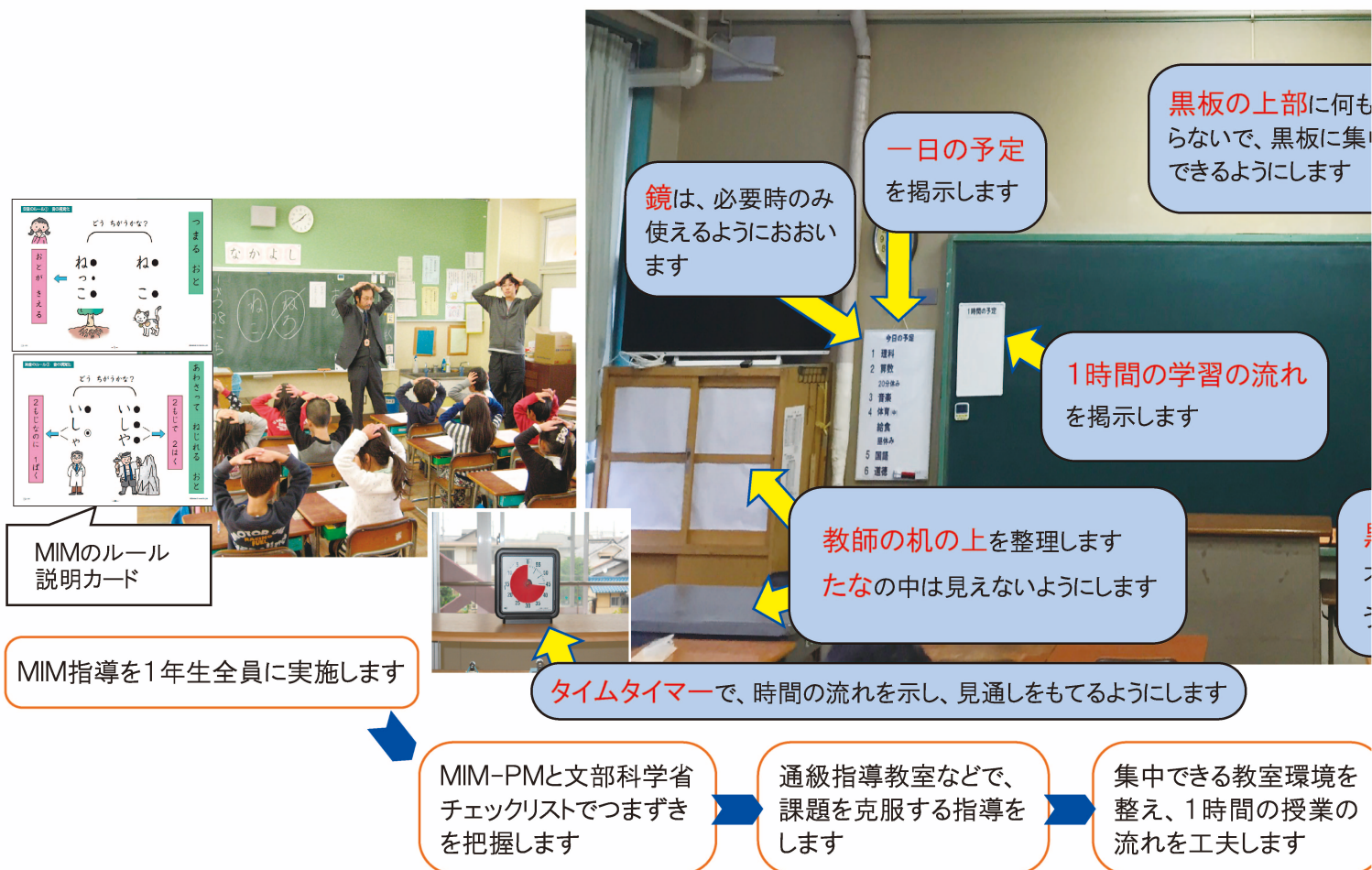
発達障がいのある子どもに配慮した授業づくり・集団づくり

～MIM指導の活用によるつまずきの早期発見と、どの子ども理解しやすい指導方法の工夫～

目的

- MIM-PM（子どもの伸びを捉え指導につなげるアセスメント）と文部科学省のチェックリスト等を使って、市内の全小学校1年生の子どもの実態を把握します。
- 読みに課題が見られた子ども（3rdステージに該当する子ども）全員に対して、特化した指導を行います。
- 学級全体の習得度を把握し、指導の工夫改善に活かします。
- 全小学校に設置している通級指導教室における個別指導を充実して早期支援を図ります。
- どの子どもわかりやすい授業を展開するために、ユニバーサルデザインの視点を考慮した基礎的環境整備を進めます。

具体的な取組み



さらなる取組みの充実をめざして

1. 保護者全体への発信

保護者と学校が共通理解を図りながら取り組むことが大切であるという観点で、発信方法を工夫します

2. 集団づくり

集団において、それぞれの子どもが役割を果し活躍する場面、集団の中で他から認められる場面を意識的に作り、自尊感情や自己有用感を高める指導と評価を行います

3. 学校としての「スタンダード※」を構築

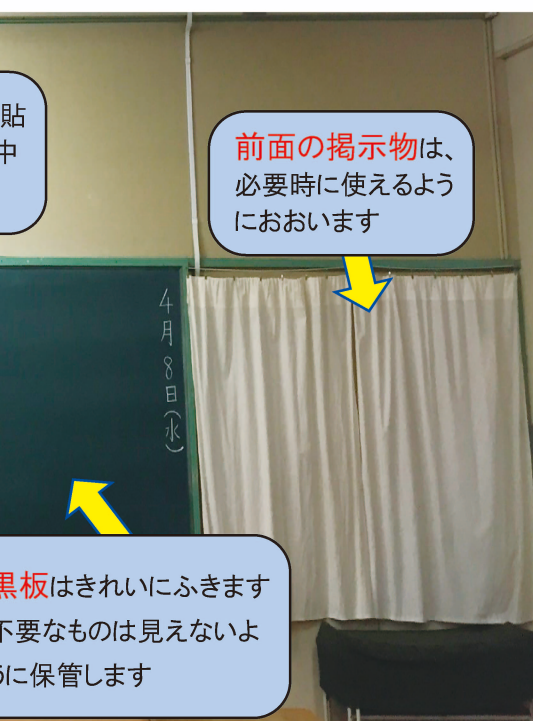
※「スタンダード」…すべての子どもにとって、生活しやすく学びやすい環境を提供するための規準

- ◆みんなで理解し、みんなで育てる体制を築きます
- ◆教室環境・学習や生活のきまりなど、学校として統一し、一貫性のある学級経営をします
- ◆話し方、指示や声かけ、板書やノートなど、どの子にも分かる授業づくりを工夫します
- ◆集団・個別それぞれの場面での、特性に応じた指導・支援を推進します



おおさかさやま学校園教職員の実践10か条（関連項目）

- 1条. 子どもの特性を理解し、小さな成長に気づき、褒めて自信をつけます
- 4条. どの子も活躍できる場をつくります
- 5条. 教職員チームの一員として、気持ちをそろえて取り組みます



通級指導教室

一人ひとりに応じて、集中力やソーシャルスキルを高めるプログラムを用意し、きめ細かく指導を行います



どの子にもわかる喜びが実感でき、自己肯定感が高まり、さらなる成長へとつながります

※ 1 通級指導教室

通常の学級に在籍し、週1～3時間程度別室で、自立活動の指導を行います。現在、東小・西小・南第一小・南第二小・南第三小・北小・第七小・狭山中・南中の9校に設置しています。(第三中には市独自に個別指導教室を設置)

※ 2 通常の学級

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりに取り組み、教科によっては、少人数指導やチームティーチングを行っています。支援が必要な子どもには、個別の指導計画を立てて指導します。

※ 3 支援学級

障がいの種別ごとの少人数学級で、子ども一人ひとりに応じた教育を行います。市内の全小・中学校に設置しています。

※ 4 支援学校

専門性を生かした教育を行う学校です。近隣では、富田林、藤井寺、羽曳野、視覚支援、堺聴覚支援等の支援学校があります。

心配なことや不安なことがあれば相談してください

大阪狭山市

子育て支援グループ (市役所内)

TEL : 366-0011 (内線314)

- ・0歳から18歳までの子どもとその家族等の相談全般

大阪狭山市保健センター

TEL : 367-1300

- ・健康や発育に関する相談

子育て支援センター (ぽっぽえん)

TEL : 360-0022

- ・育児・発達に関する相談

基幹相談支援センター (市役所南館1階)

TEL : 365-1144

- ・障がい児・障がい者の生活相談

学校教育グループ (市役所内)

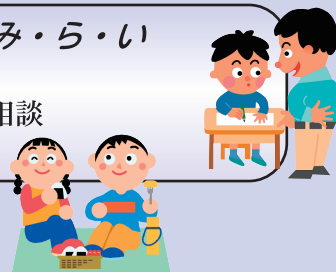
TEL : 366-0011 (内線809)

- ・就学相談、教育相談全般
- ・巡回相談の実施

フリースクール み・ら・い

TEL : 368-0909

- ・進路選択支援相談
- ・特別教育相談



大阪府

大阪府富田林子ども家庭センター

TEL : 0721-25-1131(代)

- ・子どもの問題や発達に関する相談

大阪府富田林保健所

TEL : 0721-23-2683

- ・保健師等による専門的な相談や支援サービスの提供

大阪府教育センター「すこやか教育相談」(電話、面接及びEメールによる相談)

保護者からの相談(さわやかホットライン) TEL : 06-6607-7362 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

教職員からの相談(しなやかホットライン) TEL : 06-6607-7363 sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

大阪狭山市近くの支援学校(府立学校)

■富田林支援学校 TEL : 0721-34-1675

■羽曳野支援学校 TEL : 072-958-5000

■堺聴覚支援学校 TEL : 072-257-5471

■藤井寺支援学校 TEL : 072-973-1313

■視覚支援学校 TEL : 06-6693-3471

大阪狭山市教育委員会

大阪狭山市狭山1丁目2384の1 TEL : 072-366-0011(代)